

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「本機構」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長、専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本機構は、役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員に支給する報酬等の額は、別表1の範囲内とする。
- 3 役員に支給する報酬等の支給の基準は、別表2のとおりとする。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給しない。

(支給方法)

第4条 常勤役員に支給する報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、石川県の会計年度任用職員に準ずる。

(費用)

第5条 本機構は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日以降遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、石川県の会計年度任用職員に準じて通勤手当を支給する。

(公表)

第6条 本機構は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人石川県産業創出支援機構設立の登記の日から施行する。

附 則

この一部変更は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

区 分	勤 務 形 態	年 間 報 酬 総 額
理 事	常 勤	4, 0 0 0 万円以内
理 事	非 常 勤	無報酬
監 事	非 常 勤	無報酬

別表2

区 分	勤 務 形 態	報 酬 の 額 の 算 定 方 法
理 事	常 勤	年 額 1, 0 0 0 万円を超えない額とする